

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想（案）

令和8年12月

安中市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1.	安中市農業の現状と推進方針	2
2.	安中市農業構造の現状と見通し	2
3.	効率的かつ安定的な農業経営の育成の基本的考え方	2
4.	農業経営基盤強化のための施策展開方向	2
5.	認定農業者等に対する支援措置	4
6.	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標 とすべき農業経営の指標	24
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保 及び育成に関する事項	30
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	30
2	市が主体的に行う取組	30
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	31
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・ 相互提供	31
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	32
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標	32
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	32
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	33
1.	法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する 地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	33
2.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	33
3.	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項等	36
第6	その他	36

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 安中市農業の現状と推進方針

安中市は群馬県西部に位置し、碓氷川及び九十九川流域に発達した水田地帯、畑作地帯並びに、中山間地域、山村振興地域とさまざまな地形を合わせ持っている。このような立地条件のもと、本市の農業経営は養蚕、米麦、畜産、野菜などを中心とした複合経営が発達している。

今後は、耕種を主軸に経営規模の拡大を志向する農家と集約的な複合経営を行う農家との間で労働力の提供、農地の貸借等を行い、担い手となる農家とその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 安中市農業構造の現状と見通し

安中市の農業構造については隣接する高崎市や周辺の都市化された地域への労働力の流出などにより農業の兼業化、高齢化が進み農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、今後兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進むと見込まれる。

一方、中山間地域である旧松井田地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に承継されない農地や担い手に集積されない農地で一部耕作放棄地化したものが増加傾向にある。これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3. 効率的かつ安定的な農業経営の育成の基本的考え方

安中市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和17年（令和8年から10年間）における農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、安中市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体あたり650万円程度、主たる農業従事者1人あたり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,950時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 農業経営基盤強化のための施策展開方向

安中市は、将来の安中市の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮した上で、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を促進することを旨とし、農業経営の発展を目指す意欲と能力のある者を支援するため、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

具体的には、農業協同組合、農業委員会等の関係機関から構成される地域農業再生協議会と連携し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、意欲的な周辺農家に対して上記の体制等が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で

担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業を主とする集落のうち、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を促進するため、農業事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な役割を担うとともに、農地所有適格法人等の組織経営体へ発展するための母体としても重要な位置づけにある。このため、オペレーターの育成や農作業の受委託の促進等を通じて、地域及び営農の実態に応じた生産組織の育成を図るとともに、その経営の効率化を促進する。さらに、組織運営体制等が整った生産組織については、法人化への誘導を図るものとする。

特に、中山間地域である旧松井田町地区等においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。また、効率的かつ安定的な農業経営を行う者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化する。あわせて地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者だけでなく、その他会社員等として就業しながら農業に従事する者等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者への農地集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、安中市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした基盤整備事業の実施に当たっては、当該地区において経営を展開する認定農業者等の担い手に十分配慮し、当該事業がこれらの担い手の経営発展に資するものとなるよう、事業計画の策定等に際しては、十分な検討を行うものとする。

5. 認定農業者等に対する支援措置

安中市は、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、新たに農業経営を営もうとする青年及び生産組織等の支援を目的として、農業協同組合や農業委員会の担当職員で構成される指導チーム（安中市認定審査会）を設置する。具体的な支援内容として、経営診断の実施、先進的技術の導入等を農業事務所の協力を得て実施する。

特に、大規模畜産を目指す経営体は、適切な資金計画に基づく投資を行っていくため、同指導チームの下に株式会社日本政策金融公庫の参画を仰ぎつつ、資金計画策定にあたっては農業協同組合によるきめ細やかな指導を行う。

また、中山間地域である旧松井田町地区等においては、集約的作目の導入による所得向上を図るため、同指導チームに JA 全農ぐんまの園芸作目担当者の参画を得ながら、産地化を目指した戦略的振興作目を選定し、水稻や養蚕等との複合化を推進することにより、安定的な農業経営の確立に努める。

なお、経営改善計画の終期を迎える認定農業者には、経営の更なる向上に資するため、計画の達成状況についての分析と課題の把握を行い、新たに計画を作成する際は重点的に指導を行う。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

安中市の令和7年の新規就農者は3人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物であるナス、ネギの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、安中市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、45歳未満の新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

なお、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的に農業に取り組もうとする者については、積極的に支援の対象とする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる「農林水産業・地域の活力創造プラン」における新規就農者の確保・定着目標及び「群馬県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下、「県基本方針」という。）における青年等の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、安中市においては、年間3人以上の45歳以下の青年等の新規就農者を確保することを目標とする。

また、雇用就農の受け皿となる農業法人について、5年間で2法人の増加を目指すものとする

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

安中市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,950時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち1経営体あたり400万円程度、主たる農業従事者1人あたり250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた安中市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農

希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）による紹介、技術・経営面については農業事務所や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

（４）地域ごとに推進する取組

ア 旧安中地区

従来からの基幹作物であるナス、ネギを栽培する安中市において、新たに農業を経営営もうとする青年等の受入（２人程度）を重点的に進める。農業協同組合等と連携し、ナス、ネギの栽培技術の指導や販路の確保を行うことで、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 旧松井田地区

新規就農施策を重点的に推進（１人程度）する地区とする。ナス、ネギ栽培の先進地から講師を招いての実践的講義の実施や先進地視察・研修、県の農業技術センターと連携しての加工品の開発、新技術の導入等、青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、将来的に旧松井田地区がナス、ネギの一大産地となり、その生産の大部分を安定的な経営体へと成長した農業者が担えるよう取組を一体的に進めていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に安中市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、安中市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

No.	営農類型	経営規模（単位：a、頭、玉、箱）	経営形態
1	水稻+小麦+露地野菜	水稻 600、小麦 500 露地ナ 15、ナ（夏秋どり） 50	個別経営
2	酪農専作 （つなぎ飼い飼養）	経産牛 50、育成牛 15、飼料作物 500	〃
3	酪農専作（放し飼い飼養）	経産牛 100、育成牛 50、飼料作物 700	〃
4	肉牛専作（肉専用種繁殖）	繁殖雌牛 60、飼料作物 500	〃
5	肉牛専作（肉専用種肥育）	肥育牛 200（黒毛和種）	〃
6	肉牛専作（肉専用種肥育）	肥育牛 300（交雑生）	〃
7	養豚専作（養豚一貫）	種雌豚 100、種雄豚 8、育成豚 24、肥育豚 1000	〃
8	施設野菜Ⅰ（キュウリ）	キュウリ（促成、抑制） 30	〃
9	施設野菜Ⅱ（トマト）	トマト（長期どり） 40	〃
10	施設野菜Ⅲ（イチゴ）	イチゴ（促成、高設） 30	〃
11	露地野菜Ⅰ（ナ+ナ）	ナ 15、ナ（秋冬どり） 100	〃
12	露地野菜Ⅱ（ナ+ホレンソウ）	ナ 15、ホレンソウ 50	〃
13	露地野菜Ⅲ（ナ+ナ +ブロッコリー）	ナ 15、ナ（秋冬どり） 100 ブロッコリー 30 など	〃
14	露地野菜Ⅳ（タナナ +秋冬ナ）	タナナ 100、ナ（秋冬どり） 50	〃
15	工芸作物（コンニャク）	コンニャク 700	〃
16	工芸作物+露地野菜 （コンニャク+ナ）	コンニャク 500、上州ナ 50	〃
17	果樹Ⅰ（ウメ+ナシ）	ウメ 200、ナシ 80	〃
18	果樹Ⅱ（キウイ）	キウイ 85	〃
19	果樹+露地野菜（ウメ+ナ）	ウメ 100、ナ 50	〃
20	施設花き（花壇苗専作）	花壇苗、パンジー、ビシカ、ペチュニア ペゴニア、その他 35	〃
21	シイタケ（菌床）	シイタケ 50,000	〃
22	酪農（つなぎ飼い飼養）+ 水稻	経産牛 50（つなぎ飼い飼養）、育成牛 15、 水稻 100、飼料作物 100	〃
23	繁殖和牛+水稻	繁殖雌牛 60、水稻 100、飼料作物 100	〃
24	養蚕+露地野菜（ナ）	ナ（秋冬どり） 80、ナ（夏秋どり） 20、養蚕 5	〃
25	水田作協業Ⅰ（水稻）	水稻 4,000	組織経営
26	水田作協業Ⅱ （水稻+露地野菜）	水稻 2,000、ナ 200	〃
27	水田作協業Ⅲ （水稻+飼料イネ）	水稻 2,000、飼料イネ（WCS） 2,000	〃
28	水田作協業Ⅳ （小麦+水稻（飼料米） +作業受託）	小麦 2,200（内、作業受託 400） 飼料米 1400（内、作業受託 500）	〃

〔個別経営体〕
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 水稻 + 小麦 + 露地野菜	<作付面積> 水稻 600a 小麦 500a 露地野菜 15a 雑草 50a <経営面積> 665a(665aのうち 500aは借地)	<資本整備> ・作業舎 100 m ² ・格納庫 100 m ² ・育苗ハウス 150 m ² (大型機械化一貫体系) ・トラクター (55ps+38ps) ・田植機 (側条5条) ・自脱型コンバイン (5条) ・ドライブハロー (3.5m) ・ロータリーシーダー (2.2m) ・乗用管理機スプレー付 ・雑草 簡易移植機 ・雑草 収穫機 ・雑草 調整機 ・パイプハウス骨組み ・トラック (2t、軽) 等 <その他> ・側条施肥田植機を利用により、施肥作業の省力化と削減 ・水稻は、箱施用剤と省力型薬剤利用により、防除回数の省力化と削減 ・水稻・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・農地集積により団地化を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底	家族労働力3人 チェックリストに基づく労働安全の確保 農繁期間中の1日当りの労働時間は10時間以内にとどめる 家族経営協定の締結
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
2 酪農専作 (つなぎ飼いの飼養)	<飼養頭数> 経産牛 50頭 育成牛 15頭 (経産牛1頭当り乳量 8,200kg) <飼料作物> 作付面積 500a	<資本整備> つなぎ飼いのパイプラインミル方式 ・牛舎・付属施設 ・搾乳施設 ・トラクター (85ps、65ps) ・飼料作物栽培機械一式 ・飼料作物収穫機械一式 ・堆肥化施設 ・トラック (2t、軽) 等 <その他> ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・家畜排泄物の堆肥化と利用の促進 ・粗飼料・濃厚飼料の分離給与方式	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・パソコン活用による経営分析 ・牛群検定の活用	家族労働力3人 ヘルパー活用による休日制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結

		・計画的肉畜技術（F1） ・ゲノミック育種価を活用した高能力牛の確保 ・育成牛の牧場委託育成		
3 酪農専作 （放し飼 い飼養）	〈飼養頭数〉 経産牛 100 頭 育成牛 50 頭 （経産牛 1 頭当り 乳量 9,000kg） 〈飼料作物〉 作付面積 700a	〈資本装備〉 フリーストール・ミルクিং パーラー方式 ・牛舎・付属施設 ・搾乳施設 ・トラクター（85ps、65ps） ・飼料作物栽培機械一式 ・飼料作物収穫機械一式 ・堆肥発酵施設 ・トラック（2t 2 台） 等 〈その他〉 ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営 ・経営体周辺への大区画飼料畑の集積造成 ・コントラクターの利用 ・家畜糞尿の堆肥化と堆肥の利用促進 ・混合飼料（TMR）給与方式 ・計画的肉畜生産（F1） ・ゲノミック育種価を活用した高能力牛の確保 ・育成牛の牧場委託育成	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・パソコン活用による経営分析 ・牛群検定の活用	家族労働力 3 人 ヘルパー活用による 休日制の導入 チェックリストに基づく 労働安全の確保 家族経営協定の 締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
4 肉牛専作 (肉専用 種繁殖)	〈飼養頭数〉 成雌牛 60 頭 (繁殖和牛) 〈飼料作物〉 作付面積 500a	〈資本装備〉 独房+群飼育体系 ・フリバーン群飼育舎 ・分娩牛舎 ・離乳群飼育舎 ・堆肥舎 ・トラクター (31ps) ・飼料作物栽培機械一式 ・飼料作物収穫機械一式 ・軽トラック 等 〈その他〉 ・ゲノミック育種価を活用し、種雄牛を交配する。 ・借地活用による自給飼料の栽培 ・平均分娩間隔 13.1 ヶ月 ・出荷日齢 (去勢) 270 日 ・出荷日齢 (雌) 280 日	・複式簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・繁殖成績管理 ・販売成績管理 ・優良系統分析	家族労働力 3 人 休日制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制の導入 家族経営協定の締結
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
5 肉牛専作 (肉専用 種肥育)	〈飼養頭数〉 肥育牛 200 頭 (黒毛和種)	〈資本装備〉 群飼育・自動給餌体系 ・群飼育舎 ・自動給餌機 ・ショベルローダー ・大型扇風機 ・飼料貯蔵庫 ・堆肥舎 ・ダンプトラック (2t) 等 〈その他〉 ・素牛は過肥のものを避ける ・飼養管理方法は踏み込み式 (カックス等) での牛房群飼方式 ・肥育前期までは消化の良い粗飼料を TDN20% 以上給与する ・素牛導入月齢 9 ヶ月齢 ・出荷月齢 31.4 ヶ月齢 ・出荷体重 720kg	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・パソコンによる飼料給与設計 ・優良系統分析 ・市況情報管理	家族労働力 3 人 雇用労働力 1 人 休日制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制の導入 家族経営協定の締結

		・ 枝肉重量 504kg ・ D G 0.70kg		
6 肉牛専作 (肉専用 種肥育)	〈飼養頭数〉 肥育牛 300 頭 (交雑牛)	〈資本装備〉 独房+群飼育体系 ・ 群飼育舎 ・ 自動給餌機 ・ ショベルローダ ・ 大型扇風機 ・ 飼料貯蔵庫 ・ 堆肥舎 ・ ダンプトラック (2t) 等 〈その他〉 ・ スモールで導入、育成後肥育の経営 ・ 飼養管理方法は踏み込み式 (カックス等) での牛房群飼育方式とする ・ 素牛導入月齢 1.7 ヶ月齢 ・ 出荷月齢 27 ヶ月齢 ・ 出荷体重 850kg ・ 枝肉重量 527kg ・ D G 0.95kg	・ 複式簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・ パソコンによる飼料給与設計 ・ 出荷データ管理 ・ 市況情報管理	家族労働力 3 人 雇用労働力 1 人 休日制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制の導入 家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
7 養豚専作 (養豚一貫)	〈飼養頭数〉 種雌豚 100 頭 種雄豚 8 頭 育成豚 24 頭 肥育豚 1,000 頭	〈資本装備〉 ・分娩・離乳豚舎 ・妊娠豚舎 ・種雄豚舎 ・肥育豚舎 ・育成豚舎 ・自動給餌 ・給水装置 ・堆肥化施設 ・除ふんスクレパー ・パキューム ・ショベルローダー ・尿浄化槽 ・ダンプトラック (2t) 等 〈その他〉 ・分娩・離乳豚舎はウインドレスとする ・肥育豚舎はセミウインドレス式または開放式 ・分娩は無看護方式 ・自動飼料給与システム ・ふんは完熟堆肥化 ・尿は法定基準浄化で河川放流 ・年間分娩回数 2.2 回 ・離乳頭数 10.1 頭/腹 ・出荷時日齢 175 日 ・出荷時体重 116kg ・枝肉体重 77kg ・年間 1 母豚当り出荷頭数 21.1 頭 ・上物率 60%以上	・複式簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・法人化による経営基盤の強化 ・パソコンによる経営管理 ・繁殖成績管理 ・肥育成績管理	家族労働力 2 人 休日制の導入 給料制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
8 施設野菜 Ⅰ (キュウリ)	〈作付面積〉 促成キュウリ 30a 抑制キュウリ 30a	〈資本装備〉 ・作業舎 100 m ² ・格納庫 100 m ² (中型機械化体系) ・トラクター (36ps、8ps) ・土壌消毒機 (2条) ・暖房機 (温風式) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス (3,000 m ²) ・トラック (1t、軽) ・炭酸ガス発生装置 等 〈その他〉 ・キュウリは購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土作り ・環境制御技術導入による単収向上	・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2 人 雇用労働力 1 人 収穫・調製作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
9 施設野菜 Ⅱ (トマト)	〈作付面積〉 長期どりトマト 40a	〈資本装備〉 ・作業舎 100 m ² ・格納庫 100 m ² (中型機械化体系) ・トラクター (36ps) ・管理機 (8ps) ・土壌消毒機 (2条) ・暖房機 (温風式) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス (4,000 m ²) ・トラック (1t、軽) 等 〈その他〉 ・トマト購入苗利用による育苗の省力化 ・減化学肥料・減農薬栽培 ・トマトは受粉者利用による受粉作業の省力化を図る	・高品質生産技術確立し、ブランド品としての有利販売の実現 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2 人 雇用労働力 1 人 収穫・調製作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

10 施設野菜 Ⅲ (イチゴ)	〈作付面積〉 イチゴ 30a	〈資本装備〉 - 作業舎 100 m² - 格納庫 100 m² - トラクター (36ps) - 土壌消毒機 (2条) - 暖房機 (温風式) - 動力噴霧機 - 保冷库 (1.5 坪) - 大型連棟ハウス (3,000 m²) - トラック (1t、軽) - 炭酸ガス発生装置 等 〈その他〉 - イチゴは大型ハウスによる栽培管理の省力化自動化 - ウイルスフリー優良株の専用親株床の設置と夜冷 - ポット育苗等、花芽分化促進技術の導入	- 高品質生産技術確立し、ブランド品としての有利販売の実現 - 簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 - 施設等の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2 人 雇用労働力 2 人 収穫・調製作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
11 露地野菜 Ⅰ (ナス+ネギ)	〈作付面積〉 ナス 15a 秋冬ねぎ 100a 〈経営面積〉 115a	〈資本装備〉 - 作業舎 100 m² - 格納庫 100 m² - 育苗ハウス 150 m² (中型機械化一貫体系) - トラクター (31ps) - ライムソー (1.8m) - 管理機 (7ps 2 台) - ねぎ簡易移植機 - ねぎ収穫機 (振動式) - 半自動ねぎ調製機 - 培土専用機 (ねぎ用) - 動力噴霧機 - トラック (2t、軽) 等 〈その他〉 - ナスは購入苗利用、V字仕立てによる高品質生産、また、クローラースプレーヤーによる防除作業の省力化、パッケージセンター利用による出荷作業の省力化 - ねぎは連結紙筒苗と簡易移植機利用により、定植作業の省力化	- 雇用労働力の安定確保 - 畜産農家との連携による良質堆肥の確保 - 簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 - 農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2 人 雇用労働力 1 人 収穫・調製作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 労力に応じた計画の出荷 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

		・夏秋 ^{ネギ} と秋冬 ^{ネギ} による計画生産		
1 2 露地野菜 Ⅱ (ナス+ホレンソウ)	〈作付面積〉 ナス 15a ホレンソウ 50a 〈経営面積〉 65a	〈資本装備〉 ・作業舎 100 m ² ・格納庫 100 m ² (中型機械化体系) ・トラクター (31ps) ・ライムソー (1.8m) ・管理機 (7ps 2 台) ・動力噴霧機 ・播種機 (1 条) ・トラック (軽) ・運搬機 (0.5t) 等 〈その他〉 ・ナスは購入苗利用、V字仕立てによる高品質生産、また、クローラースプレーヤーによる防除作業の省力化、パッケージセンター利用による出荷作業の省力化 ・集出荷場利用による出荷規格の統一 ・ホレンソウは、播種時期をずらし、10月から3月にかけて長期出荷	・雇用労働力の安定確保 ・市場ニーズに適合した計画作付の実施 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 1 人 夏期収穫作業のパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
1 3 露地野菜 Ⅲ (ナス+ネギ+ﾌﾟﾛｯｺﾘｰ)	〈作付面積〉 ナス 15a 秋冬 ^{ネギ} 100a ﾌﾟﾛｯｺﾘｰ 30a 〈経営面積〉 145a	〈資本装備〉 ・作業舎 100 m ² ・格納庫 100 m ² ・育苗ハウス 150 m ² (中型機械化一貫体系) ・トラクター (31ps) ・ライムソー (1.8m) ・管理機 (7ps 2 台) ・ ^{ネギ} 簡易移植機 ・ ^{ネギ} 収穫機 (振動式) ・半自動 ^{ネギ} 調製機 ・培土専用機 (^{ネギ} 用) ・移植機 (全自動 1 条) ・動力噴霧機 ・トラック (軽) ・運搬機 (0.5t) 等 〈その他〉 ・ナスは購入苗利用、V字仕立てによる高品質生産、また、クローラースプレーヤーによる防除作業の省力化、パッケージセンター利用による出荷作業の省力化 ・集出荷場利用による出荷規格の統一	・雇用労働力の安定確保 ・市場ニーズに適合した計画作付の実施 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2 人 雇用労働力 1 人 夏期収穫作業のパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

		・ 社^ア は連結紙筒苗と簡易移植機利用により、定植作業の省力化 ・ プ ロックリーは、セル成型苗育苗と移植機の導入により作業の省力化		
1 4 露地野菜 IV (タマ社 ^ア + 秋冬社 ^ア)	<作付面積> タマ社 ^ア 100a 秋冬社 ^ア 50a <経営面積> 150a (うち 100a は借地)	<資本装備> ・ 作業舎 100 m² ・ 格納庫 100 m² ・ 育苗ハウス 150 m² (中型機械化一貫体系) ・ トラクター (31ps) ・ ライムロー (1.8m) ・ 管理機 (7ps 2 台) ・ 社^ア 簡易移植機 ・ 社^ア 収穫機 (振動式) ・ 半自動社^ア 調製機 ・ 培土専用機 (社^ア 用) ・ 移植機 (全自動 1 条) ・ 動力噴霧機 ・ 保冷库 (1.5 坪) ・ トラック (2 t、軽) 等 <その他> ・ 社^ア は連結紙筒苗と簡易移植機利用により、定植作業の省力化 ・ タマ社^ア ・ 社^ア は移植機活用	・ 雇用労働力の安定確保 ・ 畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・ 簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・ 農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2 人 雇用労働力 1 人 収穫・調製作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 労力に応じた計画出荷 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 5 工芸作物 (コンニャク)	<作付面積> コンニャク 700a <経営面積> 700a (うち 500a は借地)	<資本装備> ・ 作業舎 200 m² ・ 格納庫 200 m² ・ トラクター (80ps、50ps) ・ ローター (2.2m) ・ プームスプレヤー (15m) ・ 土壌消毒機 (マルチ同時) ・ 植付機 (生子・4 条) ・ 植付機 (球茎、2 条) ・ 堀取機 (105cm 幅) ・ 管理機 (5、7ps) ・ フォークリフト (1.8t) ・ マニュアルスプレッダ ・ プラソイラ ・ トラック (2t、軽) ・ 暖房機 等 <その他> ・ 生育ステージや降雨の状況に応じたボルドー液の散布 ・ 種いも選別の徹底 ・ みやままさり作付による労力の省力化	・ 雇用労働力の安定確保 ・ 簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・ 農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 3 人 雇用労働力 2 人 (植付・収穫時) チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

		・越冬栽培技術の導入 ・連作障害回避のため、緑肥作物との計画的な輪作		
16 工芸作物 (コンニャク) + 露地野菜 (ネギ)	〈作付面積〉 コンニャク 500a 上州ネギ 50a 〈経営面積〉 550a (うち 400a は借地)	〈資本整備〉 ・作業舎 200 m² ・格納庫 200 m² (大型機械化一貫体系) ・トラクター (80ps、50ps) ・ロータリー (2.2m) ・土壌消毒機 (マルチ同時) ・自走式フォームスプレー (8m) ・植付機 (生子、4条) ・植付機 (球茎、2条) ・堀取機 (105cm 幅) ・管理機 (5、7ps) ・ネギ 簡易移植機 ・ネギ 収穫機 (振動式) ・培土専用機 (ネギ 用) ・フォークリフト (1.8t) ・マニュアルスプレッダ (2t) ・プラソイラ ・トラック (2t、軽) ・暖房機 等 〈その他〉 ・生育ステージや降雨の状況に応じたボルドー液の散布 ・種いも選別の徹底 ・みやままさり作付による労力の省力化 ・越冬栽培技術の導入 ・連作障害回避のため、緑肥作物との計画的な輪作	・雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 3人 雇用労働力 2人 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
17 果樹Ⅰ (ウメ + ナシ)	〈作付面積〉 ウメ 200a ナシ 80a 〈経営面積〉 280a	〈資本整備〉 (中型機械化体系) ・トラクター (20ps) ・スピードスプレー (500ℓ) ・乗用草刈機 ・マニュアルスプレッダ ・ウメ選果機 ・ナシ選果機 ・保冷库 (2坪) ・直売施設 ・ナシ棚 (80a) ・多目的防災網 ・防霜ファン ・運搬作業台車 ・トラック (軽) 等 〈その他〉 ・ウメは低樹高化により収穫作業の軽減化と防風ネットによる結実の安定と品質向上を図る	・主婦・高齢者を対象とした収穫期の雇用確保対策 ・共選・共販と併せて直売、宅配便等による多元販売 ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・ウメの加工対策と新製品の開発 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減	家族労働力 2人 雇用労働力 4人 ウメ収穫、ナシ摘果、袋かけ作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 自走式運搬作業台車による作業の軽減 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

		・自家選果による加工向け出荷 ・ナシの棚栽培の導入と多目的防災網及び防霜ファンの設置による生産の安定と品質向上を図る ・共同選果場の利用による出荷作業の省力化		
18 果樹Ⅱ (キイ)	〈作付面積〉 キイ 85a 〈経営面積〉 85a	〈資本整備〉 (中型機械化体系) ・トラクター (20ps) ・動力噴霧機 ・選果機 ・保冷库 (2 坪) ・自走式草刈機 〈その他〉 ・大規模生産を見込んだ栽培方式 (ストリング栽培) の導入 ・樹が古くなると果実が小さくなるため、数年おきに主枝を更新し、常に若い枝に実をつけさせるように管理する。 ・雌雄異株で受粉が不安定なため、人工授粉を実施する。	・主婦・高齢者を対象とした収穫期の雇用確保対策 ・共選・共販と併せて直売、宅配等による多元販売 ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	家族労働力 2 人 雇用労働力 1 人 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
19 果樹＋ 露地野菜 (ウメ＋ネギ)	〈作付面積〉 ウメ 100a ネギ 50a 〈経営面積〉 150a	〈資本装備〉 (中型機械化体系) ・トラクター (21ps) ・スピードスプレーヤー (500ℓ) ・乗用草刈機 (16ps) ・ウメ選果機 ・直売施設 ・多目的防災網 ・ネギ簡易移植機 ・ネギ収穫機 (振動式) ・半自動ネギ調製機 ・培土専用機 (ネギ用) ・運搬作業台車 (クローラ型) ・トラック (1t、軽) 等 〈その他〉 ・ウメは低樹高化により収穫作業の軽減化と防風ネットによる結実の安定と品質向上を図る ・ウメ自家選果による加工向け出荷 ・共同選果場利用による出荷作業の省力化 ・ネギは連結紙筒苗と簡易移植機利用により、定植作業の省力化	・主婦・高齢者を対象とした収穫期の雇用確保対策 ・共選・共販と併せて直売、宅配便等による多元販売 ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・ウメの加工対策と新製品の開発	家族労働力 2人 雇用労力 1人 ウメ収穫作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 自走式運搬作業台車による作業の軽減 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
20 施設花き (花壇苗専作)	〈作付面積〉 花壇苗 パンジー ピンカ ペチュニア ペゴニア その他 施設・・・30a 露地・・・5a 35a	〈資本装備〉 ・大型連棟ハウス (3000㎡) ・ハウス内カーテン (3000㎡) ・栽培ベンチ (3000㎡) ・暖房機 ・動力噴霧機 ・播種機 ・ホイローダー ・ポットティンクマシン ・クラッシャー ・発芽室 ・トラック (2t、軽) 等 〈その他〉 ・種類、作型の組合せによるローテーション出荷の実施 ・無加温施設では年4回転、加温施設では年5回転利用 ・セル苗利用による育苗の省力化と良質用土の確保 ・露地ほ場を活用する	・パート雇用の安定確保 ・市場外流通を含めた販路開拓 ・マーケティングリサーチによる消費者ニーズの把握 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・法人化による経営基盤の強化	家族労働力 3人 雇用労力 2人 鉢上げ・出荷作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制・休日制の導入 家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
2 1 シイタケ (菌床)	菌床製造数 50,000 玉 収穫・出荷時期 周年	〈資本装備〉 ・菌床仕込棟 ・培養・発生室 パイプハウス 10 棟 鉄骨ハウス 2 棟 ・出荷調製棟 ・ミキサー ・菌床詰機 ・滅菌釜 ・接種機 ・暖房機 (10 台) ・フォークリフト (3 台) ・トラック ・軽バン 等	・菌床自家製造による生産コスト削減 ・簡易施設利用による省エネ、コスト削減 ・共選、直売を組み合わせた多元販売	家族労働力 3 人 雇用労働力 3 人 収穫作業に対するパート雇用 労力に応じた計画出荷 定期的な休日の確保
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
2 2 酪農 (つなぎ飼育 + 飼養) + 水稻	〈飼養頭数〉 経産牛 50 頭 育成牛 15 頭 (経産牛 1 頭当たり乳量 10,500kg) 水稻 100a 〈飼料作物〉 イタリアライグラス 飼料用トウモロコシ 100a 作付実面積 200a	〈資本装備〉 つなぎ飼育・パイプラインミルク方式 ・牛舎・付属設備 ・ミルク (4 ユニット) ・バルククーラー (1500 リットル) ・トラクター (85ps、65ps、38ps) ・飼料作栽培作業機械一式 (共有) ・飼料作収穫作業機械一式 (共有) ・堆肥化施設 ・田植機 (側条 3 条) ・自脱型コンバイン (3 条) ・ドライブハロー (3.0m) ・粒選別機 等 (その他) ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進	・農地集積により団地化を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・パソコン活用による経営分析 ・牛群検定の活用	家族労働力 2 人 ヘルパーの活用による休日制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結

		・粗飼料・濃厚飼料の分離給与方式 ・飼料作物生産の機械利用組合方式の導入（5戸共同） ・計画的肉畜生産（F1） ・ゲノミック育種価を活用した高能力牛の確保 ・育成牛の牧場委託育成 ・側条堆肥田植機を利用し施肥作業の省力化と削減 ・水稻は、箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・水稻の乾燥調製は共同乾燥調製（貯蔵）施設を利用		
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
23 繁殖和牛 +水稻	〈作付面積〉 成雌牛 60頭 （繁殖和牛） 水稻 100a 〈飼料作物〉 イタリアンライグラス 飼料用トウモロコシ 100a 作付実面積 200a	〈資本装備〉 独房+群飼育体系 ・フリーバード群飼育舎 ・分娩牛舎 ・離乳群飼育舎 ・堆肥舎 ・トラクター（50ps、31ps） ・飼料作栽培作業機械一式 ・飼料作収穫作業機械一式 ・軽トラック ・田植機（側条3条） ・自脱型コンバイン（3条） ・ドライバハーロー（3.0m） ・粒選別機 等（その他） ・系統の良い種雄を交配する ・借地活用による自給飼料の栽培 ・平均分娩間隔 13.1 ヶ月 ・出荷日齢（去勢）270日 ・出荷日齢（雌）280日 ・側条施肥田植機を利用し施肥作業の省力化と削減 ・水稻は、箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・水稻の乾燥調製は共同乾燥調製（貯蔵）施設を利用	・農地集積により団地化を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・繁殖成績管理 ・販売成績管理 ・優良系統分析	家族労働力 3人 休日制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制の導入 家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
24 養蚕＋ 露地野菜 (柰)	〈経営規模〉 養蚕 5箱 秋冬柰 80a 夏秋柰 20a 〈経営面積〉 桑園 30a 畑 100a	〈資本装備〉 ・作業舎 100㎡ ・格納庫 100㎡ ・育苗ハウス 150㎡ ・蚕室兼上族室 ・蚕室 (パイプハウス) ・蚕室 (稚蚕飼育室) ・稚蚕飼育装置・給餌機 ・保冷库 ・スーパー飼育台 ・回転族 (40) ・自動収繭毛羽取機 ・暖房機 (2) ・高圧温水洗浄機 ・柰簡易移植機 ・柰収穫機 (振動式) ・半自動柰調製機 ・動力噴霧機 ・管理機 (7ps) ・トラクター (25ps) ・トラック (軽2台) ・壮蚕自動飼育装置 ・自動熟蚕収集機 等 〈その他〉 ・養蚕は春蚕、晩秋蚕の2回掃き立てとし、稚蚕は個人人工飼料育による計画的な飼育形態とする ・密植桑園による収穫量確保・効率化と壮蚕自動飼育装置・自動熟蚕収集機の導入による作業の省力化を行う ・柰は連結紙筒苗と簡易移植機利用により、定植作業の省力化	・養蚕の多回育による規模拡大と柰との複合化による経営安定 ・付加価値の高いブランド繭の生産 ・地域内遊休桑園の活用 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 上族作業、収穫・調製作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
25 水田作協業Ⅰ（水稲）	〈作付面積〉 水稲 4000 a 〈経営面積〉 4000 a（全面積水田の通年借地）	〈資本装備〉 ・格納庫 100 m²（大型機械化一貫体系） ・トラクター（75ps、42ps2 台） ・田植機（側条5条2台） ・自脱型コンバイン（5条2台） ・乗用管理機スプレー付 ・トラック（2t2 台） ・軽トラック（2 台） ・ドライブロー（3.5m）等 〈その他〉 ・水稲の乾燥調製は共同乾燥調製（貯蔵）施設を利用 ・水稲は箱施用剤と省力型薬剤利用により、防除回数の削減と省力化	・パソコン活用による部門別経営管理の実施 ・農地集積により団地化と併せて地権者の合意により圃場の大区画化を図る ・農用地のマッピングによる効率的な作業管理の実施 ・構成員間の役割分担の明確化 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	労働力 7 人 給料制の導入 作業出役計画に基づく効率的な作業の実施 チェックリストに基づく労働安全の確保
26 水田作協業Ⅱ（水稲＋露地野菜）	〈作付面積〉 水稲 2000 a 萩 200 a 〈経営面積〉 2200 a（うち 2000 a 全面積水田の通年借地）	〈資本装備〉 ・作業舎 100 m² ・格納庫 100 m²（大型機械化一貫体系） ・トラクター（75ps、42ps2 台） ・田植機（側条5条2台） ・自脱型コンバイン（5条2台） ・乗用管理機スプレー付 ・トラック（2t2 台） ・軽トラック（2 台） ・ドライブロー（3.5m） ・萩 簡易移植機 ・萩 収穫機（振動式） ・半自動萩 調製機 ・培土専用機（萩 用） 各 3 台 等 〈その他〉 ・水稲の乾燥調製は共同乾燥調製（貯蔵）施設を利用 ・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化	・パソコン活用による部門別経営管理の実施 ・農地集積により団地化と併せて地権者の合意により圃場の大区画化を図る ・農用地のマッピングによる効率的な作業管理の実施 ・構成員間の役割分担の明確化 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	労働力 7 人 給料制の導入 作業出役計画に基づく効率的な作業の実施 チェックリストに基づく労働安全の確保

27 水田作協 業Ⅲ（水 稲＋飼料イ ネ）	〈作付面積〉 水稲 2000 a 飼料用イネ 2000 a 〈経営面積〉 4000 a（全面積水田 の通年借地）	〈資本装備〉 ・格納庫 100 m² （大型機械化一貫体系） ・トラクター（75ps、42ps2台） ・田植機（側条5条2台） ・自脱型コンバイン（5条2台） ・施肥播種機（5条2台） ・乗用管理機スプレー付 ・トラック（2t2台） ・軽トラック（2台） ・ドライブハロー（3.5m） ・ロールベア ・ラッピングマシン 等 〈その他〉 ・水稲の乾燥調製は共同乾 燥調製（貯蔵）施設を利用 ・水稲は箱施用剤と省力型 薬剤利用により、防除回 数の削減と省力化	・パソコン活用による 部門別経営管理 の実施 ・農地集積により 団地化と併せて 地権者の合意に より圃場の大区 画化を図る ・農用地のマッピング による効率的な 作業管理の実施 ・構成員間の役割 分担の明確化 ・農機具の保守管 理を徹底し、使 用年数の延長に よる機械コストの 低減を図る	労働力 7人 給料制の導入 作業出役計画に 基づく効率的な 作業の実施 チェックリストに基づく 労働安全の確保
28 水田作協 業Ⅳ 小麦＋ 水稲（飼 料用米） ＋ 作業受託	〈作付面積〉 小麦 2200 a （うち作業受託 400a） 飼料用米 1400 a （うち作業受託 500a） 〈経営面積〉 2200 a（うち 900a 水田期間地） 小麦 900a 水田通年借 （水稲・小麦） 400a 特定作業受託 （耕起・整地、播 種、収穫） 500a 飼料米作業受託 （収穫）	〈資本装備〉 ・格納庫 100 m² ・トラクター（75ps、42ps4台） ・田植機（側条5条2台） ・自脱型コンバイン（5条2台） ・乗用管理機スプレー付 ・フォークリフト（2t2台） ・軽トラック（2台） ・ドライブハロー（3.5m） ・ロータリーシーダー（2.4m） 等 〈その他〉 ・水稲の乾燥調製は共同乾 燥調製（貯蔵）施設を利用	・パソコン活用による 部門別経営管理 の実施 ・農地集積により 団地化と併せて 地権者の合意に より圃場の大区 画化を図る ・農用地のマッピング による効率的な 作業管理の実施 ・構成員間の役割 分担の明確化 ・農機具の保守管 理を徹底し、使 用年数の延長に よる機械コストの 低減を図る	労働力 7人 給料制の導入 作業出役計画に 基づく効率的な 作業の実施 チェックリストに基づく 労働安全の確保

（注）1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成について、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人の経営を中心として示している。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に安中市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、安中市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである

No.	営農類型	経営規模（単位：a）	経営形態
1	露地野菜Ⅰ（ナス+ネギ）	ナス 15、ネギ 60	個別経営
2	露地野菜Ⅱ（ナス+ホウレンソウ）	ナス 15、ホウレンソウ 30	個別経営
3	露地野菜Ⅲ（ナス+ブロッコリー+ズッキーニ）	ナス 15、ブロッコリー 30、ズッキーニ 10	個別経営
4	施設野菜Ⅰ（長期どりトマト専作）	長期どりトマト 20	個別経営
5	施設野菜Ⅱ（イチゴ専作）	イチゴ 20	個別経営
6	果樹（ナシ専作）	ナシ 60	個別経営
7	果樹+水稲 （ウメ+水稲）	ウメ 60、水稲 200	個別経営
8	施設花き（キク専作）	輪ギク 15、露地キク 25	個別経営

なお、米麦や畜産、工芸作物における上記以外の営農類型については、「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」の5割程度を基準とする。

[個別経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 露地野菜 Ⅰ (ナス+ネギ)	〈作付面積〉 ナス 15a ネギ 60a 〈経営面積〉 75a	〈資本装備〉 - 作業舎 100 m² - 格納庫 100 m² - 育苗ハウス 150 m² (中型機械化一貫体系) - トラクター (31ps) - ライムソー (1.8m) - 管理機 (7ps 2台) - ネギ 簡易移植機 - ネギ 収穫機 (振動式) - 半自動ネギ 調製機 - 動力噴霧機 - 軽トラック 等 〈その他〉 - 秋冬ネギと露地ナスによる作業競合の回避 - ナスは購入苗利用、V字仕立てによる高品質生産、また、クローラースプレーヤーによる防除作業の省力化、パッケージセンター利用による出荷作業の省力化	- 雇用労働力の安定確保 - 畜産農家との連携による良質堆肥の確保 - 簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 - 農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 収穫・調製作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 労働力に応じた計画出荷 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
2 露地野菜 Ⅱ (ナス+ホレンソウ)	〈作付面積〉 ナス 15a ホレンソウ 30a 〈経営面積〉 45a	〈資本装備〉 - 作業舎 100 m² - 格納庫 100 m² (中型機械化一貫体系) - トラクター (31ps) - ライムソー (1.8m) - 管理機 (7ps 2台) - 動力噴霧機 - 軽トラック - 運搬機 (0.5t) 等 〈その他〉 - ナスは購入苗利用、V字仕立てによる高品質生産、また、クローラースプレーヤーによる防除作業の省力化、パッケージセンター利用による出荷作業の省力化 - 集出荷場利用による出荷規格の統一 - ホレンソウは、播種時期をずらし、10月から3月にかけて長期出荷	- 雇用労働力の安定確保 - 市場ニーズに適合した計画作付の実施 - 簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 - 農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 1人 雇用労働力 1人 夏期収穫作業のパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

3 露地野菜 Ⅲ (ナス+ブロッコリー+ズッキーニ)	〈作付面積〉 ナス 15a ブロッコリー 30a ズッキーニ 10a 〈経営面積〉 55a	〈資本装備〉 ・作業舎 100 m ² ・格納庫 100 m ² ・育苗ハウス 150 m ² (中型機械化体系) ・トラクター (31ps) ・ライムワーカー (1.8m) ・管理機 (7ps 2台) ・動力噴霧機 ・移植機 ・播種機 (1条) ・軽トラック ・運搬機 (0.5t) 等 〈その他〉 ・ナスは購入苗利用、V字仕立てによる高品質生産、また、クローラースプレーヤーによる防除作業の省力化、パッケージセンター利用による出荷作業の省力化 ・集出荷場利用による出荷規格の統一 ・ブロッコリーは、セル成型苗育苗と移植機の導入により作業の省力化	・雇用労働力の安定確保 ・市場ニーズに適合した計画作付の実施 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 1人 雇用労働力 1人 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
4 施設野菜 Ⅰ (長期どりトマト専作)	〈作付面積〉 長期どりトマト 20a 〈経営面積〉 20a	〈資本装備〉 ・作業舎 100 m ² ・格納庫 100 m ² ・育苗ハウス 150 m ² ・トラクター (36p) ・管理機 (8ps) ・土壌消毒機 (2条) ・暖房機 (温風式) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス (2000 m ²) ・軽トラック 等 〈その他〉 ・雇用導入による長期どり経営 ・購入苗利用による育苗の省力化を図る ・受粉ハチ利用による受粉作業の省力化を図る	・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2人 雇用労働力 (トマト収穫時) チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
5 施設野菜 Ⅱ (イチゴ専作)	〈作付面積〉 イチゴ 20a 〈経営面積〉 20a	〈資本装備〉 ・作業舎 100 m ² ・格納庫 100 m ² ・育苗ハウス 150 m ² (中型機械化体系)	・雇用労働力の安定確保 ・市場ニーズに適合した計画作付の	家族労働力 2人 チェックリストに基づく労働安全の確保

		・トラクター (36ps) ・管理機 (7ps 2 台) ・土壌消毒機 (2 条) ・暖房機 (温風式) ・動力噴霧機 ・保冷库 (1.5 坪) ・大型連棟ハウス (2000 m²) ・軽トラック ・炭酸ガス発生装置 等 〈その他〉 ・イチゴ は大型ハウスによる栽培管理の省力化自動化 ・ウイルスフリー優良株の専用親株床の設置と夜冷 ・ポット育苗等、花芽分化促進技術の導入	実施 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
6 果 樹 (ナ専作)	〈作付面積〉 ナ 60a 〈経営面積〉 60a	〈資本装備〉 ・作業舎 100 m² ・格納庫 100 m² (中型機械化体系) ・トラクター (21ps) ・スピードスプレーヤー (500 ℓ) ・乗用草刈機 ・マニュアルレタダ ・バケットローダ (300kg) ・保冷库 (2 坪) ・直売施設 ・ナシ棚 ・多目的防災網 ・防霜ファン ・運搬車 ・軽トラック 等 〈その他〉 ・ナシは棚栽培の導入と多目的防災網・防霜ファンの設置による生産の安定と品質向上を図る ・直売方式に適した品種構成と栽培体系 ・堆肥等有機質や天敵・性フェロモン剤等を利用した総合防除を行い、肥料、農薬等の削減を図る	・主婦・高齢者を対象とした収穫期の雇用確保対策 ・共選・共販と併せて直売、宅配便等による多元販売 ・パソコン活用による顧客のデータ管理 ・良質堆肥の投入と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2 人 雇用労力 1 人 摘果、袋かけ作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 自走式運搬作業台車による作業の軽減 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
7 果樹+ 水稻 (ウメ+水 稲)	〈作付面積〉 ウメ 60a 水稻 200a 〈経営面積〉 260a	〈資本装備〉 (中型機械化体系) ・トラクター (36ps、21ps) ・スปีトスプレーヤー (500ℓ) ・乗用草刈機 ・ウメ選果機 (ドラム式) ・直売施設 ・田植機(側条4条) ・自脱型コンバイン (3条) ・粒選別機 ・軽トラック 等 〈その他〉 ・ウメは低樹高化により収穫作業の軽減化と防風ネットによる結実の安定と品質向上を図る ・ウメ自家選果による加工向け出荷 ・共同選果場利用による出荷作業の省力化 ・水稻の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・主婦・高齢者を対象とした収穫期の雇用確保対策 ・共選・共販と併せて直売、宅配便等による多元販売 ・農地集積により団地化を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・ウメの加工対策と新製品の開発 ・良質堆肥の投入と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2人 雇用労力 1人 ウメ収穫作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 自走式運搬作業台車による作業の軽減 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
8 施設花き (キク専作)	〈作付面積〉 輪ギク 15a 露地ギク 25a 〈経営面積〉 40a	〈資本装備〉 ・作業舎 (100 m²) ・大型連棟ハウス (1500 m²) ・ハウス内カーテン (1500 m²) ・育苗用ハウス (200 m²) ・育苗ハウス内カーテン (200 m²) ・屋外タンク ・トラクター (20ps) ・ロータリー (1.5m) ・動力噴霧機 (30 ℓ /分) ・選花機 ・結束機 ・暖房機 (300 坪用) ・保冷库 (1 坪) ・電照装置一式 ・軽トラック 等 〈その他〉 ・作型の組合せによる効率的な周年出荷の実施 ・夏秋ギク、秋ギクを年 2.5 作栽培	・雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2 人 雇用労働力 (作業の一部で不足する労働力を雇用により確保) チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

安中市の特産品であるナス、ネギ等の農畜産物の安定的な生産を維持し、本市農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の確保及び育成に取り組む。このため、生産技術の高度化や経営管理の合理化に対応できる人材の育成を進めるとともに、認定農業者制度及び認定新規就農者制度並びにこれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用する。さらに、農業経営・就農支援センター、農業事務所、農業協同組合等の関係機関と連携し、研修、指導及び相談対応等の支援を行う。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定的な確保を図るため、農業従事の態様等の改善を促進するとともに、家族経営協定の締結による就業条件の整備、休日制やヘルパー制度の導入、高齢者、非農家等の地域内労働力の活用及び繁閑期の異なる産地間における労働力の活用等を推進する。

また、本市農業の将来を担う多様な人材の確保に向け、職業としての農業の魅力ややりがいに関する情報発信を行うとともに、雇用就農者、定年退職後に農業に従事する者、他の職業と両立しながら農業に従事する者等の多様な人材に対し、地域への定着及び活躍を促進するため、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修及び交流機会の提供その他必要な支援を行うものとする。

2 市が主体的に行う取組

安中市は、新たに農業経営を営もうとする青年等及び農業を担う多様な人材の確保に向け、農業事務所、農業協同組合その他の関係機関と連携し、就農希望者等に対する情報提供、住宅の紹介及び移住に関する相談対応等の支援を行う。また、農業技術及び農業経営に関する知識・技能の習得を支援するため、研修の実施や研修農場の整備を進めるとともに、農用地、農業用機械等の確保及びあわせ並びに資金調達に関する支援を行うものとする。

また、就農後の円滑な定着を図るため、販路の確保・拡大に関する支援をはじめ、営農面から生活面に至るまでの各種相談に対応するとともに、農業者同士の交流機会の創出等に取り組むなど、就農準備段階から就農後の定着まで一貫した支援を行うものとする。

これらの支援を効果的かつ総合的に実施するため、就農相談員を配置するとともに、安中市が中心となり、農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関その他の関係機関・団体との連携体制を構築する。これにより、農業を担う者の受入れから就農後の定着及び経営発展に至るまで、一貫した支援を実施するものとする。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、「地域計画」の実現に向けた地域の話合いである「協議の場」への参加を促進する。

新たに農業経営を営もうとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業その他の国及び県による新規就農者向け支援施策を効果的に活用しながら、円滑に就農し、地域に定着するとともに経営発展を図ることができるよう、必要な助言及び指導その他のフォローアップを行うものとする。また、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者への移行を推進するものとする。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

安中市は、農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等と連携し、農業を担う者の確保及び育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。その際、安中市が全体の調整及び進行管理を担い、就農希望者への情報提供及び相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等の確保・あっせん、就農後の定着に向けた支援等について、関係機関がそれぞれの役割を分担しながら実施するものとする。。

- (1) 群馬県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

安中市は、農業協同組合等の関係機関と連携し、区域内における品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営、所得及び生活の見通し等、就農希望者等が必要とする情報を収集・整理するとともに、農業事務所及び農業経営・就農支援センターに提供するものとする。

また、農業を担う者の確保を図るため、農業協同組合等の関係機関と連携し、経営移譲を希望する農業者に関する情報の把握に努めるものとする。市内において後継者の確保が困難な場合は、農業事務所、農業経営・就農支援センターその他の関係機関へ情報提供を行う。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に経営を承継できるよう、農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会その他の関係機関と連携し、農地や経営資源の承継に係る調整その他必要な支援を行うものとする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

将来の本市の農用地のうち、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に利用集積する面積の目標を示すと、次のとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用 の集積に関する目標	備 考
40%	

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営への農地の集積及び集約化を促進することにより、経営農地の面的集積の割合の向上を図るものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

安中市の碓氷川、九十九川を中心とした平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の規模拡大が停滞している。また、安中市の山間部では、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って農業後継者に承継されない農地や担い手に集積されない農地が多く存在し、近年では遊休化する傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後、農業従事者の高齢化及び担い手不足の進行により、地域の農地を十分に利用できなくなることが懸念されることから、担い手への農地集積・集約化を一層推進していく必要がある。このため担い手の育成と担い手への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

(集落営農組織の法人化・簡易基盤整備事業・農地中間管理事業)

(3) 関係機関及び関係団体との連携

安中市では、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業を推進する。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

地域計画は、地域における農業の将来の在り方及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針を明らかにし、担い手への農地の集積・集約化を推進するために策定するものである。

安中市においては、法に基づき令和7年3月に地域計画を策定したところであり、今後は地域の実情や農業を取り巻く環境の変化に応じて、協議の場における話し合いを通じて地域計画の見直し及び充実を図るものとする。

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物であるナスの農繁期を避けて設定するものとする。また、開催に当たっては、市広報への掲載やインターネットの活用等に加え、農業関係者が参加する各種会合等を積極的に活用し、周知に努める。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、農業事務所、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

さらに、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市農林課に設置する。地域計画の区域については、農業上の利用が行われる農用地等を対象として、集落その他農業上の利用及び管理の一体性が確保される区域を基本とし、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとする。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。

市は、地域計画の策定及び変更に当たり、農業事務所、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体と連携し、協議の場の設置から地域計画の公表までの進行管理を適切に行うものとする。また、地域計画の達成状況について毎年検証を行い、農地中間管理事業による農用地の貸借等の実施状況を踏まえながら、必要に応じて地域計画の見直し及び内容の充実を図るものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

安中市は、地域計画の達成に資するよう、地域関係農業者等が農用地の効率的かつ総合的な利用及び農業経営の改善を図るために行う自主的な取組を支援し、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の範囲並びに地域計画の区域との整合性等を勘案し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図ることが適当と認められる区域とする。なお、当該区域は、原則として1又は複数の集落を単位とするものとするが、地域の実情に応じて、地域計画の区域その他農業上の一体性を有する区域を単位とすることができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業は、地域計画の区域その他の農業上の利用が行われる農用地の区域において、農用地利用改善団体が作成する農用地利用規程に基づき、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するために実施する。市は、地域計画の実現に向けて、農用地利用改善団体の設立及び活動を支援するとともに、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関と連携し、担い手への農地集積・集約化及び農用地の有効利用を推進する。また、農用地利用規程の策定及び変更に当たっては、地域計画との整合を図りながら、地域の実情に応じた農用地の利用調整を進めるものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用集積及び集約化の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる事項の実施方策を具体的に定めるものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域を事業の実施区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を安中市に提出して、農用地利用規程について安中市の認定を受けることができる。
- ② 安中市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定を行う。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想及び地域計画に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切なものであること。
 - ウ 役割分担及び利用集積に関する内容が、地域の農業を担う者の育成及び経営改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められ、当該規程に基づく事業の実施が確実であると認められること。
- ③ 安中市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の公報への掲載やインターネットの利用等により公告するとともに、認定した旨を当該団体に通知するとともに、認定した旨を当該団体に通知する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農用地利用規程の認定

- ① 特に担い手の不足が見込まれる地域においては、農用地の引き受け手となる農業経営を営む法人（特定農業法人）又は一定の要件を満たす農用地の利用の集積を行う団体（特定農業団体）を、当該特定農業法人又は特定農業団体（以下「特定農業法人等」という。）の同意を得て、農用地利用規程（この場合の農用地利用規程を「特定農用地利用規程」という。）に定めることができる。地域計画の策定に当たって、将来の担い手の確保が困難な地域においては、既存の特定農業法人等が農用地の相当部分を利用することが期待される。

- ② 特定農用地利用規定には（４）①に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を定めることとする。
- ア 特定農業法人等の名称及び住所
 - イ 特定農業法人等に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人等に対する農用地の利用権の設定等に関する事業
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
 - オ その他必要な事項
- ③ 安中市は、特定農用地利用規程について認定申請があつた場合において、当該規程が（５）②に定める要件のほか、次に掲げる要件に適合すると認めるときは、その認定を行うものとする。
- ア 農用地の利用集積及び集約化の目標が、当該区域内の農用地の相当部分を対象とするものであること。
 - イ 構成員から農作業の委託又は利用権設定等の申出があつた場合に、特定農業法人又は特定農業団体がこれを受けることが確実であると認められること。
 - ウ 地域計画の実現及び農用地の効率的かつ総合的な利用の推進に資するものであること。
- ④ 特定農用地利用規程の変更又は廃止については、（５）の規定を準用する。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定または、農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定または、農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導及び援助

- ① 安中市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう、必要な指導及び援助を行うものとする。
- ② 安中市は、認定団体又は認定を受けようとする団体から相談があつた場合は、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農業事務所、安中市地域農業再生協議会その他関係機関と連携し、地域計画の実現に向けた総合的かつ重点的な支援を行うよう努めるものとする。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

安中市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業体による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年11月28日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年 6月 4日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成23年11月11日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成26年10月 1日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成29年 2月 6日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和 4年 2月28日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和 5年 9月29日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和 8年12月28日から施行する。

この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。